4　法第二条第三項に規定する再生可能エネルギー源を、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱及びバイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（化石燃料を除く。）をいう。）とすることとした。（第四条関係）

5　法第二条第七項に規定する特定エネルギー供給事業者が行う事業を、次のとおりとすることとした。（第五条関係）

㈠　電気事業法（昭和三九年法律第一七〇号）第二条第一項第一号に規定する一般電気事業又は同項第七号に規定する特定規模電気事業

㈡　ガス事業法（昭和二九年法律第五一号）第二条第一項に規定する一般ガス事業、同条第五項に規定するガス導管事業又は同条第八項に規定する大口ガス事業であって、可燃性天然ガス製品の製造をして供給するもの

㈢　揮発油の製造をして供給する事業

6　法第二条第八項に規定する特定燃料製品供給事業者が行う事業を、次のとおりとすることとした。（第六条関係）

㈠　ガス事業法第二条第一項に規定する一般ガス事業、同条第五項に規定するガス導管事業又は同条第八項に規定する大口ガス事業であって、可燃性天然ガス（液化したものに限る。）を原料として可燃性天然ガス製品の製造をして供給するもの

㈡　揮発油、灯油、軽油又は重油（以下「揮発油等」という。）の製造をして供給する事業

7　法第七条に規定する非化石エネルギー源の利用に関する計画を作成し、経済産業大臣に提出しなければならない特定エネルギー供給事業者の要件を、次のとおりとすることとした。（第七条及び第八条関係）

㈠　5㈠の事業を行う者の前事業年度における電気の供給量（他の電気事業者への供給量を除く。）が五億キロワット時以上であること。

㈡　5㈡の事業を行う者の前事業年度における可燃性天然ガス製品の供給量が九〇〇億メガジュール以上であること。

㈢　5㈢の事業を行う者の前事業年度における揮発油の供給量が六〇万キロリットル以上であること。

8　法第一一条に規定する化石エネルギー原料の有効な利用に関する計画を作成し、経済産業大臣に提出しなければならない特定燃料製品供給事業者の要件を、次のとおりとすることとした。（第九条及び第一〇条関係）

㈠　6㈠の事業を行う者の前事業年度における可燃性天然ガス製品の製造に使用する可燃性天然ガスの数量が一二〇万トン以上であること。

㈡　6㈡の事業を行う者の前事業年度における揮発油等の製造に使用する原油その他の揮発油等の原料の数量を、それぞれ原油の数量に換算して合算した数量が三〇〇万キロリットル以上であること。

9　法第一五条第一項に規定する特定エネルギー供給事業者又は特定燃料製品供給事業者に対し、報告及び立入検査をさせることができる事項を定めることとした。（第一一条及び第一二条関係）

10　この政令は、平成二一年八月二八日から施行することとした。

政　令

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十一年八月二十七日

内閣総理大臣　麻生　太郎

政令第二百二十一号

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律の施行期日は、平成二十一年八月二十八日とする。

経済産業大臣　二階　俊博

内閣総理大臣　麻生　太郎

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十一年八月二十七日

内閣総理大臣　麻生　太郎

政令第二百二十二号

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令

内閣は、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）第二条第一項第三号、第二項、第三項、第七項及び第八項、第七条第一項及び第二項、第十一条第一項及び第二項並びに第十五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（燃料製品）

第一条　エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第三号の政令で定めるものは、揮発油、灯油、軽油、重油、石油ガス、可燃性天然ガス製品及びコークスとする。

（製造に準ずる行為）

第二条　法第二条第一項第三号の政令で定める行為は、次の表の上欄に掲げる燃料製品の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

一　揮発油、灯油、軽油、重油、石油ガス及びコークス	第三者に委託して製造すること又は輸入すること若しくは第三者に委託して輸入すること。
二　可燃性天然ガス製品	第三者に委託して製造すること。